

# 介護実態 立ち入り調査

12/17

朝日

## 堺市 高齢者住宅 居室に

急増する高齢者向け住宅の介護サービスの実態を把握するため、堺市が生活保護を受給するすべての入居者の居室に立ち入り調査する全国初の取り組みを始めた。介護保険法では認められない居室への立ち入りを、生活保護法を適用して実施。サービス適正化を進め、全国で絶えない介護報酬の不正請求を防ぐ考え方だ。

▼3面II 現場で気付く

## 生活保護法使い 1200世帯

高齢世帯が増えて入居施設が不足するなか、国が2011年に制度化した「サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）」は13年11月現在で13万2639戸に急増。大阪府は1万3074戸と突出して多く、堺市は1552戸を占める。しかしケアプラン通り介護サービスが提供されていない場合でも、行政が介護保険法で立ち入るか疑わしい場合でも、行

り調査できるのはプライバシー保護の観点から事業者の事務所まで。入居者への取り次ぎを拒まるなど十分調査できず、サービスの適否を判断する材料は事業者の報告に偏りがちだった。

し、今年6月から市内のサ高住など高齢者向け住宅に入約6千世帯のうち、サービスを受ける生活保護受給約1200世帯に立ち入り調査を始めた。

年度内に1世帯につき2回以上当たって介護の状況を調べ、問題があれば是正指導する。同じ施設に入居している被介護者全体の待遇改善が期待できるという。すでに寝たきりの入居者のシ

ーツ交換が不十分だったり、部屋の掃除を怠つたりしていることが疑われる事例が見つかっている。  
堺市生活福祉部の池之内寛一副理事は「ケアプラン通り介護しているかどうか

い」（福祉保健局）といふ。  
厚生労働省は堺市の手法をサービスの適正化に有効と認め、調査費6600万円を全額補助する。

（後藤泰良）

のチェックは、被介護者の証言や居宅の確認がなければ難しい。大半の事業者は問題ないとと思うが、行政のチェック機能は果たすべきだ」と話す。

生活保護法を活用した同様の手法は東京都も実施しているが、事業所への立ち入り後に必要と判断した場合に限られ、「めったにない」（福祉保健局）といふ。

厚生労働省は堺市の手法をサービスの適正化に有効と認め、調査費6600万円を全額補助する。